

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則新旧対照条文

○犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則（平成十九年国家公安委員会規則第九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 外国の機関 法第十三条第一項に規定する外国の機関をいう。</p> <p>三 疑わしい取引に関する情報 法第十三条第一項に規定する疑わしい取引に関する情報をいう。</p> <p>四 外国の機関の職務 法第十四条第一項に規定する職務をいう。</p> <p>五 意見陳述 法第十九条第一項の規定による意見陳述をいう。</p> <p>六 報告徴収 法第十九条第二項の規定による報告又は資料の提出の求めをいう。</p> <p>七 立入検査 法第十九条第三項の規定による立入検査をいう。</p> <p>（通知の受理）</p> <p>第四条 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長（以下「組織犯罪対策企画課長」という。）は、法第八条第五項の規定による通</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 外国の機関 法第十二条第一項に規定する外国の機関をいう。</p> <p>三 疑わしい取引に関する情報 法第十二条第一項に規定する疑わしい取引に関する情報をいう。</p> <p>四 外国の機関の職務 法第十三条第一項に規定する職務をいう。</p> <p>五 意見陳述 法第十八条第一項の規定による意見陳述をいう。</p> <p>六 報告徴収 法第十八条第二項の規定による報告又は資料の提出の求めをいう。</p> <p>七 立入検査 法第十八条第三項の規定による立入検査をいう。</p> <p>（通知の受理）</p> <p>第四条 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長（以下「組織犯罪対策企画課長」という。）は、法第八条第四項の規定による通</p>

知（以下この条、次条及び第十四条第一項第一号において単に「通知」という。）があつたときは、当該通知に係る記録を作成するとともに、当該通知を行った者に対し、別記様式第一号により作成した受理書を交付しなければならない。

（捜査機関等への情報提供等）

第六条 法第十三条第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供は、取引の相手方及び態様、特定事業者が届出を行う理由その他の疑わしい取引に関する情報に係る事項を総合的に勘案し、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は税関職員若しくは証券取引等監視委員会の職員（以下「検察官等」という。）による同項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認められるときに行うものとする。

2～4 （略）

（記録の閲覧若しくは謄写又はその写しの送付）

第七条 組織犯罪対策企画課長は、法第十三条第二項の規定による疑わしい取引に関する情報の記録の閲覧又は謄写の求めがあつたときは、当該求めを行った検察官等から別記様式第二号により作成した請求書を徴し、当該記録の閲覧又は謄写に当たっては、当該閲覧又は謄写に係る記録を作成しなければならない。

2 組織犯罪対策企画課長は、法第十三条第二項の規定による疑わしい

知（以下この条、次条及び第十四条第一項第一号において単に「通知」という。）があつたときは、当該通知に係る記録を作成するとともに、当該通知を行った者に対し、別記様式第一号により作成した受理書を交付しなければならない。

（捜査機関等への情報提供等）

第六条 法第十二条第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供は、取引の相手方及び態様、特定事業者が届出を行う理由その他の疑わしい取引に関する情報に係る事項を総合的に勘案し、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は税関職員若しくは証券取引等監視委員会の職員（以下「検察官等」という。）による同項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認められるときに行うものとする。

2～4 （略）

（記録の閲覧若しくは謄写又はその写しの送付）

第七条 組織犯罪対策企画課長は、法第十二条第二項の規定による疑わしい取引に関する情報の記録の閲覧又は謄写の求めがあつたときは、当該求めを行った検察官等から別記様式第二号により作成した請求書を徴し、当該記録の閲覧又は謄写に当たっては、当該閲覧又は謄写に係る記録を作成しなければならない。

2 組織犯罪対策企画課長は、法第十二条第二項の規定による疑わしい

取引に関する情報の記録の写しの送付の求めがあったときは、当該求めを行った検察官等から別記様式第三号により作成した請求書を徴し、当該記録の写しの送付に当たっては、別記様式第四号により作成した文書を添付して行うとともに、当該写しの送付に係る記録を作成しなければならぬ。

(外国の機関への提供)

第八条 法第十四条第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供は、取引の相手方及び態様、特定事業者が届出を行う理由その他の疑わしい取引に関する情報に係る事項を総合的に勘案し、外国の機関の職務の遂行に資すると認められるときに行うものとする。

2 (略)

(行政庁との連携)

第十条 国家公安委員会（以下「委員会」という。）並びに警視總監及び道府県警察本部長は、法第十九条に規定する権限の行使に当たっては、意見陳述が行政庁（法第二十二條第一項から第三項までに規定する行政庁をいう。以下この条において同じ。）による特定事業者の監督を補完することを旨とするものを踏まえ、監督する行政庁と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

(報告徴収の方法等)

取引に関する情報の記録の写しの送付の求めがあったときは、当該求めを行った検察官等から別記様式第三号により作成した請求書を徴し、当該記録の写しの送付に当たっては、別記様式第四号により作成した文書を添付して行うとともに、当該写しの送付に係る記録を作成しなければならぬ。

(外国の機関への提供)

第八条 法第十三条第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供は、取引の相手方及び態様、特定事業者が届出を行う理由その他の疑わしい取引に関する情報に係る事項を総合的に勘案し、外国の機関の職務の遂行に資すると認められるときに行うものとする。

2 (略)

(行政庁との連携)

第十条 国家公安委員会（以下「委員会」という。）並びに警視總監及び道府県警察本部長は、法第十八条に規定する権限の行使に当たっては、意見陳述が行政庁（法第二十一條第一項から第三項までに規定する行政庁をいう。以下この条において同じ。）による特定事業者の監督を補完することを旨とするものを踏まえ、監督する行政庁と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

(報告徴収の方法等)

第十一条 (略)

2 法第十九条第二項の規定による調査（以下単に「調査」という。）を書面により行うときは、別記様式第六号の照会書を用いるものとする。

3 (略)

4 法第十九条第三項に規定する都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長は、調査又は立入検査により資料を入手したときは、速やかに、当該資料を組織犯罪対策企画課長に送付しなければならない。

(行政庁に対する通知)

第十二条 法第十九条第四項の規定による通知は、別記様式第七号の立入検査承認予定通知書により行うものとする。

(意見陳述等)

第十三条 (略)

2 委員会は、報告徴収、調査及び立入検査（以下「報告徴収等」という。）の結果、意見陳述に代えて法第十七条の規定による指導、助言又は勧告をするよう行政庁に要請することが適当であると認めるときは、その旨の意見を付して文書で要請を行うものとする。

第十一条 (略)

2 法第十八条第二項の規定による調査（以下単に「調査」という。）を書面により行うときは、別記様式第六号の照会書を用いるものとする。

3 (略)

4 法第十八条第三項に規定する都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長は、調査又は立入検査により資料を入手したときは、速やかに、当該資料を組織犯罪対策企画課長に送付しなければならない。

(行政庁に対する通知)

第十二条 法第十八条第四項の規定による通知は、別記様式第七号の立入検査承認予定通知書により行うものとする。

(意見陳述等)

第十三条 (略)

2 委員会は、報告徴収、調査及び立入検査（以下「報告徴収等」という。）の結果、意見陳述に代えて法第十六条の規定による指導、助言又は勧告をするよう行政庁に要請することが適当であると認めるときは、その旨の意見を付して文書で要請を行うものとする。

別記様式第1号（第4条関係）

文 書 番 号 平成 年 月 日
殿
国家公安委員会
受 理 書
平成 年 月 日付け（文書番号）による犯罪による収益の移転防止に関する法律 （平成19年法律第22号） <u>第8条第5項</u> の規定に基づく貴職からの通知を受理しました。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第1号（第4条関係）

文 書 番 号 平成 年 月 日
殿
国家公安委員会
受 理 書
平成 年 月 日付け（文書番号）による犯罪による収益の移転防止に関する法律 （平成19年法律第22号） <u>第8条第4項</u> の規定に基づく貴職からの通知を受理しました。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2号（第7条関係）

文 書 番 号 平成 年 月 日
国家公安委員会 殿
(所属、官職) (氏名、押印)
疑わしい取引に関する情報の記録の閲覧・謄写請求書
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第13条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯罪事件の調査のため必要があると認めるので、下記の疑わしい取引に関する情報の記録の <small>閲覧</small> <small>謄写</small> を請求します。
記
閲覧又は謄写を請求する疑わしい取引に関する情報の概要

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。  
2 「閲覧又は謄写を請求する疑わしい取引に関する情報の概要」の欄には、疑わしい取引の相手方の氏名、取引の日時、取引口座番号等を記載すること。  
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2号（第7条関係）

文 書 番 号 平成 年 月 日
国家公安委員会 殿
(所属、官職) (氏名、押印)
疑わしい取引に関する情報の記録の閲覧・謄写請求書
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第12条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯罪事件の調査のため必要があると認めるので、下記の疑わしい取引に関する情報の記録の <small>閲覧</small> <small>謄写</small> を請求します。
記
閲覧又は謄写を請求する疑わしい取引に関する情報の概要

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。  
2 「閲覧又は謄写を請求する疑わしい取引に関する情報の概要」の欄には、疑わしい取引の相手方の氏名、取引の日時、取引口座番号等を記載すること。  
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第3号（第7条関係）

文 書 番 号 平成 年 月 日
国家公安委員会 殿
(所属、官職) (氏名、押印)
疑わしい取引に関する情報の記録の写しの送付請求書
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成18年法律第22号）第13条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯罪事件の調査のため必要があると認めるので、下記の疑わしい取引に関する情報の記録の写しの送付を請求します。
記
写しの送付を請求する疑わしい取引に関する情報の概要

- 備考 1 「写しの送付を請求する疑わしい取引に関する情報の概要」の欄には、疑わしい取引の相手方の氏名、取引の日時、取引口座番号等を記載すること。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第3号（第7条関係）

文 書 番 号 平成 年 月 日
国家公安委員会 殿
(所属、官職) (氏名、押印)
疑わしい取引に関する情報の記録の写しの送付請求書
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成18年法律第22号）第12条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯罪事件の調査のため必要があると認めるので、下記の疑わしい取引に関する情報の記録の写しの送付を請求します。
記
写しの送付を請求する疑わしい取引に関する情報の概要

- 備考 1 「写しの送付を請求する疑わしい取引に関する情報の概要」の欄には、疑わしい取引の相手方の氏名、取引の日時、取引口座番号等を記載すること。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第4号（第7条関係）

文 書 番 号 平成 年 月 日
殿
国家公安委員会
疑わしい取引に関する情報の記録の写しの送付について
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成18年法律第22号）第13条第2項の規定に基づき、平成 年 月 日付け（文書番号）で請求のあった疑わしい取引に関する情報の記録の写しを別添のとおり送付します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第4号（第7条関係）

文 書 番 号 平成 年 月 日
殿
国家公安委員会
疑わしい取引に関する情報の記録の写しの送付について
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成18年法律第22号）第12条第2項の規定に基づき、平成 年 月 日付け（文書番号）で請求のあった疑わしい取引に関する情報の記録の写しを別添のとおり送付します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。



別記様式第6号（第11条関係）

		文 書 番 号 平成 年 月 日
殿		
		〔 警 視 総 監 〕 警察本部長
照会書		
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成18年法律第22号）第19条第2項の規定に基づき調査を行う必要がありますので、下記のとおり照会します。		
記		
1 照会事項		
2 備考		
担当者 （所属・官職） （氏名・押印） （連絡先）		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第6号（第11条関係）

		文 書 番 号 平成 年 月 日
殿		
		〔 警 視 総 監 〕 警察本部長
照会書		
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成18年法律第22号）第19条第2項の規定に基づき調査を行う必要がありますので、下記のとおり照会します。		
記		
1 照会事項		
2 備考		
担当者 （所属・官職） （氏名・押印） （連絡先）		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第7号（第12条関係）

文 書 番 号 平成 年 月 日
殿
国家公安委員会
立入検査承認予定通知書
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成18年法律第22号）第19条第3項の規定による立入検査を下記のとおり承認する予定であるため同条第4項の規定に基づき通知します。
記
1 特定事業者 （名称） （主たる事務所又は営業所の所在地） （代表者の氏名・役職）
2 立入検査の対象とする事業所の名称及び所在地
3 立入検査を実施する時期
4 立入検査を実施する都道府県警察
5 立入検査を実施することが特に必要であると認める理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第7号（第12条関係）

文 書 番 号 平成 年 月 日
殿
国家公安委員会
立入検査承認予定通知書
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成18年法律第22号）第19条第3項の規定による立入検査を下記のとおり承認する予定であるため同条第4項の規定に基づき通知します。
記
1 特定事業者 （名称） （主たる事務所又は営業所の所在地） （代表者の氏名・役職）
2 立入検査の対象とする事業所の名称及び所在地
3 立入検査を実施する時期
4 立入検査を実施する都道府県警察
5 立入検査を実施することが特に必要であると認める理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第8号（第13条関係）

文 書 番 号 平成 年 月 日
殿
国家公安委員会
意見陳述書
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号） <u>第18条第1項の規定に基づき</u> 、下記のとおり意見を述べます。
記
1 特定事業者 （名称） （主たる事務所又は営業所の所在地） （代表者の氏名・役職）
2 意見の内容
3 理由
4 備考

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第8号（第13条関係）

文 書 番 号 平成 年 月 日
殿
国家公安委員会
意見陳述書
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号） <u>第18条第1項の規定に基づき</u> 、下記のとおり意見を述べます。
記
1 特定事業者 （名称） （主たる事務所又は営業所の所在地） （代表者の氏名・役職）
2 意見の内容
3 理由
4 備考

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

改 正 後	改 正 前
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〇五十五 （略）</p> <p>五十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<u>第二十八条</u>に規定する罪</p> <p>五十七・五十八 （略）</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〇五十五 （略）</p> <p>五十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<u>第二十七条</u>に規定する罪</p> <p>五十七・五十八 （略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第七条 法第四条第一項第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〇五十五 （略）</p> <p>五十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<u>第二十八条</u>に規定する罪</p> <p>五十七・五十八 （略）</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第七条 法第四条第一項第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〇五十五 （略）</p> <p>五十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<u>第二十七条</u>に規定する罪</p> <p>五十七・五十八 （略）</p>

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（暴力的不法行為等）</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のおりとする。</u></p> <p>一〇五十五（略）</p> <p>五十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<u>第二十八条に規定する罪</u></p> <p>五十七・五十八（略）</p> <p>（譲渡し若しくは譲受け又はこれらに類する形態の罪）</p> <p>第十三条の二 法第十二条の五第二項第二号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のおりとする。</p> <p>一〇五十五（略）</p> <p>十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律<u>第二十八条第一項から第三項までに規定する罪</u></p>	<p>（暴力的不法行為等）</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のおりとする。</u></p> <p>一〇五十五（略）</p> <p>五十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<u>第二十七条に規定する罪</u></p> <p>五十七・五十八（略）</p> <p>（譲渡し若しくは譲受け又はこれらに類する形態の罪）</p> <p>第十三条の二 法第十二条の五第二項第二号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のおりとする。</p> <p>一〇五十五（略）</p> <p>十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律<u>第二十七条第一項から第三項までに規定する罪</u></p>

○暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〇五五五（略）</p> <p>五十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<u>第二十八条</u>に規定する罪</p> <p>五十七・五十八（略）</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〇五五五（略）</p> <p>五十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<u>第二十七条</u>に規定する罪</p> <p>五十七・五十八（略）</p>

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）<u>第三条第四号</u>の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〇五十五（略）</p> <p>五十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<u>第二十八条</u>に規定する罪</p> <p>五十七・五十八（略）</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）<u>第三条第四号</u>の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〇五十五（略）</p> <p>五十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<u>第二十七条</u>に規定する罪</p> <p>五十七・五十八（略）</p>

○確認事務の委託の手續等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 後</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〇五十五 （略）</p> <p>五十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<u>第二十八条</u>に規定する罪</p> <p>五十七・五十八 （略）</p>
<p>改 正 前</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〇五十五 （略）</p> <p>五十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<u>第二十七条</u>に規定する罪</p> <p>五十七・五十八 （略）</p>